## 〇総務省告示第八十五号

電 波 法 昭 和 +五 年 法 律第百三十一 号) 第二十六 条 第 \_\_ 項  $\bigcirc$ 規 定 に基づき、 周 波 数 割当計 画 平

成 <u>二</u> 十 兀 年 総 務 省 告 示 第 兀 百 七 + -号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ように 変 更す る。

令和二年三月三十日

総務大臣 高市 早苗

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 変 更 前 欄 に 掲 げ る 規 定 0) 破 線 で囲 んだ部 分をこれ に対応 する 変更 後 欄 に 掲 げ る 規 定

の破線で囲んだ部分のように改める。

	変 更 後					変更前	
			第2	波数割当表			
			[1~7	同左]			
厝	波数割当表					周波数割当表	
			[第1・	2表 同左]			
第3表	$10\mathrm{GHz} - 275\mathrm{GHz}$				第3	表 10GHz — 275GHz	
国内分配 (GHz)	無線局の目的	周波数の使用に関する条件	「同	国内5	) 西己 (GHz)	無線局の目的	用条を4値27世列の殊郊国
(4)	(5)	(6)	左		(4)	(5)	_
[略]	[略]	[略]	一三	[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [	_[]直左]	[通左]	[字回]
固定	電気通信業務用		左	23. 2-23. 55	固定	公共業務用	
	公共業務用				移動	一般業務用	
	一般業務用						
移動	公共業務用						
	一般業務用						
衛星間	電気通信業務用				衛星間	電気通信業務用	
	公共業務用					公共業務用	
固定	電気通信業務用			23.55 - 23.6	固定	公共業務用	
	公共業務用				移動	一般業務用	
	一般業務用						
移動	公共業務用			<u> </u>			
	一般業務用						
[略]	[略]	[略]		[同左]	- [同左]	[同左]	[同左]
[国内周波数分配の脚注 略] [別表1-1~別表11-3 略]			[国内周]	波数分配の脚注   一1〜別表11ー	: 同左] 3 同左]		
			[国際馬	波数分配の脚注	: 同左]		
	第3章 记(GHZ) 4) 4) 年 同 原 原 原 同 同	(GHz) 第3表 (GHz) 第3表 (A) 第3表 (A) 第3表 (A) 第3表	第 3 表 10GHz — 275GHz  El (GHz) 第 3 表 10GHz — 275GHz  A (5) 無線局の目的  格] [略] [略] [ [略] [ [	図決数割当表   10GHz - 275GHz   第3表   10GHz - 275GHz   (6)   (	際 更 後 原 2 周波数割当表 [1~7 同左] 第 1 10dkz - 275dkz (6) (6) (7) (6) (8) (8) (8) (9) (9) (1 ○ 7 同左] (第1・2表 同左] (第1・2表 同左] (第1・2表 同左] (1 同 [同 ] (日 ] [同 ] (日 ] [日 ] (日 ] [日 ] [日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ] (日 ]	第2 周波数割当表	(GHz)     周波数割当表       (EM2)     無線局の目的 周波数の使用に関する条件     [第1・2表 同左]     第3表 同左]       (EM2)     (5)     (6)     [6)       (5)     (6)     [6]     [6]       (6)     [6]     [6]     [6]       (7)     同左]     (4)     [6]       (6)     [6]     [6]     [6]     [6]       (6)     [6]     [6]     [6]     [6]     [6]       (6)     [6]     [